

診療情報の提供(カルテ開示)

当院では、患者様に疾病と診療内容を十分に理解していただき、当院医療従事者とのより良い信頼関係を構築することを目的として、積極的に情報の開示に努めております。

1. 開示を請求できる方

患者様が成人で判断能力がある場合は、原則として患者様ご本人のみ申請できます。

未成年の患者様であっても、満15歳以上で合理的な判断が出来る方は開示請求を申請いただけます。
患者様のご容態によっては、本人から代理権を与えられた親族及び任意後見人の方も申請いただけます。

患者様ご本人が下記の場合には、申請できる方は以下のとおりです。

患者様の状態	申請できる方
・患者様本人が満15歳未満の場合	法定代理人
・患者様本人が亡くなっている場合	遺族（配偶者、父母、子）
・患者様本人が成人で判断能力に疑義がある場合	患者様のお世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者

2. 開示対象の記録・期間

《対象記録》

- (1)診療録（医師診療記録、看護記録、各種検査結果など）
- (2)画像記録（X線画像、CT画像、MRI画像）
- (3)その他（診断書、診療行為明細書、診療情報提供書等）

※上記の記録のうち、ご指定の期間のみの開示もお受けいたします。

《対象期間》

医師法で定められている診療録の保存年数（5年間）とします。

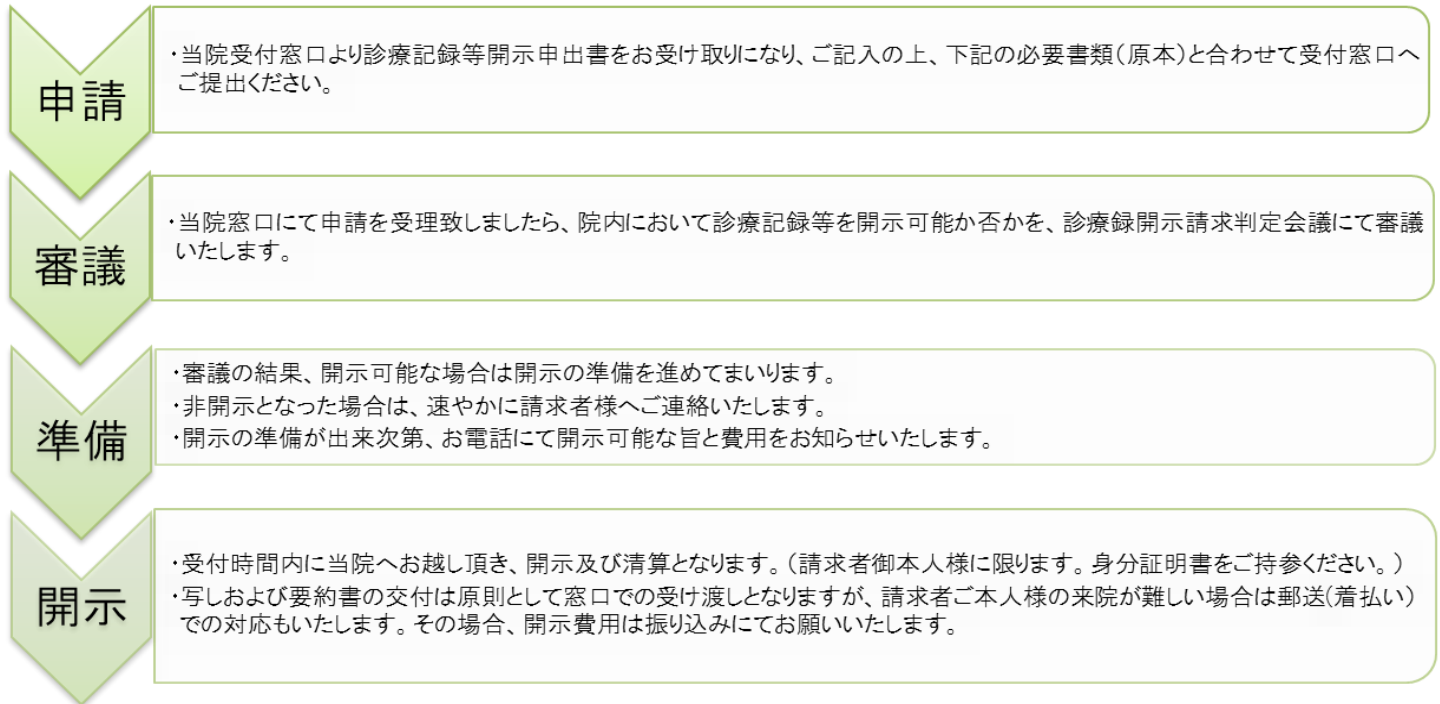
3. 開示の方法と費用

開示の費用は、開示基本料と開示方法のそれぞれの費用の合計となります。

◆開示基本料		2,160円
開示方法		費用
(1) 閲覧	・当院担当者立会いの下、実施いたします。（60分を目安とする）	無料
(2) 医師の口頭による説明	・患者様以外に同席可能な方は、 <u>配偶者及び二親等まで</u> となります。申請の際に「必要な書類」の他に「同席書」と同席者全員の身分証明書提出が必要となります。	5,400円
(3) 写しの交付	診療録のコピー代 (A4サイズ、白黒)	1枚 30円
	画像記録コピー代 (CD-Rでの提供)	1枚 2,160円
※画像記録のコピーにつきましては、撮影枚数や回数にかかわらず、データ量でCD又はUSBの個数が決定いたします。申請される時点では個数は分かりかねますので、御了承ください。		
(4) 要約書の交付	「閲覧」及び「口頭による説明」に代えて、担当医師が作成いたします。	1件 5,400円

4. 申請手続きから開示まで

下記のような流れで準備を進めてまいりますので、申請から開示まで3週間程お時間を頂きます。



※当院規定により、追跡機能及び賠償保障が付加されていない方法での個人情報郵送は行っておりません。

【申請に必要な書類】

請求者	申請書	申請者の身分証明書	患者様からの委任状	戸籍謄本(抄本)	その他患者様との関係が分かるもの(住民票等)
患者様ご本人	○	○	×	×	×
患者様ご本人以外	○	○	○	○ (どちらか一方で可)	
ご遺族	○	○	×	※○	×

※患者様が除籍されたことが明記されたもの

5. 開示できない場合

次のいずれかの事由に該当する場合は、開示できないことがあります。

- ①本開示により、第三者の利益を害する恐れがあるとき
- ②患者様本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- ③その他不相当とする相当な理由が存在するとき

また、当院は患者様が、「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重いたします。

6. お問い合わせ窓口

社会医療法人 康陽会 中嶋病院 診療情報管理室

〒983-0835 仙台市宮城野区大槻15-27

TEL 022-291-5191

《 問い合わせ受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00 》